

防犯ボランティアの手引き



岐阜県警察

はじめに

地域の安全を確保するためには、地域の方々と警察や行政が相互に連携した取り組みが必要です。

現在、「地域の安全は地域で守る」という精神の下に、多くの方々によるパトロール等の自主防犯活動が活発に行われています。

このような活動が、地域に根付いた活動として継続して行われることが、地域の連帯感を強め、地域コミュニティの再生につながるものと期待しています。

この手引きは、すでに防犯ボランティア活動を行っている方々をはじめ、これから活動を始めてみようと考えている皆さんにとっての参考になればと思います。

より多くの方々に「安全・安心なまちづくり」に参加していただき、「犯罪の起きにくい街」を共に築きましょう。

目次

- 1 防犯ボランティア活動とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 防犯ボランティア活動がもたらすもの・・・・・・・・・・ 1
- 3 防犯ボランティア活動を始めよう・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 防犯ボランティア団体の立ち上げから活動まで・・・・・ 3
- 5 防犯パトロールの方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 6 注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 7 防犯パトロールの携行品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 8 青色回転灯パトロールについて・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 9 災害に備えた活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

1 防犯ボランティア活動とは

防犯ボランティア活動とは、安全・安心な地域社会の実現を目指して、「地域の安全は地域で守る」という精神の下に行われる自主防犯活動であり、その内容には次のようなものがあります。

- 犯罪を防止するためのパトロール活動
- 小学生等の通学路の見守り活動
- 地域住民への防犯の助言や声かけ
- 非行防止や被害防止を目的とした青少年等への声かけ活動
- 犯罪や事故が発生しやすい危険な場所の点検活動



2 防犯ボランティア活動がもたらすもの

活動による犯罪抑止効果があります

犯罪を行おうとする者は、人の目を気にし、声をかけられることで、犯行を諦めることがあります。目には見えにくいですが、必ず効果があります。

地域の安心感の醸成と防犯意識の高揚につながります

パトロールを目にするすることで、地域に安心感を与えるとともに、防犯意識を高揚させます。

連帯感を醸成し、地域に犯罪抑止機能を持たせます

パトロールや声かけにより、地域のコミュニケーションが深まり、犯罪の起きにくい地域になります。



3 防犯ボランティア活動を始めよう

できることから始めましょう

防犯ボランティア活動は、できることから始めて無理なく継続させることが大切です。

たとえば、町内でのあいさつ、声かけや散歩、買い物時のパトロール、通学路の見守り活動などです。

自治会の会合などいろいろな機会を通じて、地域の安全は住民で作り上げるものであること、住民一人ひとりが主役であることを説明し、協力を求めることが大切です。

☆防犯ボランティア活動を成功させるポイント

- 無理をせず、できることから
- 気楽に、気長に、危険なく

自治会・PTAなどと連携しましょう

小さな犯罪でも身近に発生すると不安になります。また、子どもを持つ親は、子どもが犯罪に巻き込まれないかと心配します。自治会・PTA・学校など、地域のみんなが連携した防犯活動をしましょう。

活動範囲を決めましょう

地域の環境や犯罪の発生状況、防犯ボランティア活動に参加する方々の人数、年齢構成などを考えた無理のない活動範囲を決めることが大切です。

小学校区を活動単位にすると効果的です。

最寄りの警察署等に相談しましょう

防犯ボランティア活動に関する問題や疑問は、最寄りの警察署（交番・駐在所）に相談しましょう。



4 防犯ボランティア団体の立ち上げから活動まで

① 有志を募りましょう

自治会、PTA、会社、学校、老人クラブなど、地域でパトロールのできる方を募集しましょう。

② 責任者を決めましょう

活動の責任者（リーダーの役割）を決めることや連絡網の作成など、組織的に活動できるようにしましょう。

③ 活動の重点や方法を決めましょう

活動の重点やパトロールの方法などを話し合いましょう。
パトロールの活動事例が警察庁ホームページに掲載されているので参考にして下さい。（詳しくは、裏表紙を参照して下さい。）

④ 警察や関係機関と連携して情報交換をしましょう

警察署（交番・駐在所）から犯罪の発生状況や危険箇所の情報提供を受けたり、自治体の地域安全担当者と連携を図り、活動を効果的なものにしましょう。

犯罪や不審者に関する情報は、岐阜県警察ホームページ内の「犯罪発生マップ」「防犯情報」の閲覧や岐阜県警察「安全・安心メール」による登録者へのメール配信を参考にして下さい。（詳しくは、裏表紙を参照して下さい。）



⑤ パトロールの開始を広報しましょう

回覧板等により、パトロールの開始を自治体や地元の企業などに知らせ、協力を求めるとともに、活動結果を住民に知らせることが大切です。

管轄の交番・駐在所にもパトロールの開始を知らせましょう。

⑥ 近くのパトロール隊と連携を図りましょう

既に活動している防犯ボランティアからのアドバイスや情報を交換することにより、より効果的な活動を実施することができます。



防犯ボランティア結成！活動開始！

5 防犯パトロールの方法

事前の準備

- 緑は「防犯の色」です。パトロールは目立つ姿で行いましょう。
- 開始前に、参加人員、携行品、パトロールの目的を確認しましょう。
- 事件・事故の緊急対応については、責任者、通報係、救護係などの役割分担を決めておくことが大切です。

防犯パトロールの実施

- **2人以上の複数**で行いましょう。
- 裏通り、公園、駐車（輪）場、空き地などの過去に犯罪が起きた場所を巡回すると効果的です。
- パトロールは、昼と夜の2回が有効です。夜間は、防犯灯のない暗がり、登下校時間帯は、学校や通学路のパトロールをしましょう。また、時にはパトロールの時間をずらすなど、工夫をすると効果が高まります。
- 地域でのあいさつや声掛けに心がけましょう。
- 防犯灯の故障の有無や暗がりなど、犯罪や事故が発生しやすい危険な場所の点検を行い、改善が必要と思われるときには、自治体等関係機関へ通報しましょう。
- 犯罪や事故を目撃したら警察へ通報しましょう。



活動結果の活用など

- パトロール終了後には、参加人員、携行品の確認、意見交換を行い、記録しておきましょう。パトロール結果は、次回のパトロールの参考にするなど、活用しましょう。

防犯パトロールの着眼点

- 防犯灯の故障や整備の必要な場所はないか。
- 少年のたまり場となっている場所はないか。
- 公園などの遊び場、公衆便所に異常はないか。
- 廃屋、空き家などに異常はないか。
- 見慣れない人（車）はいないか。
- 留守宅に不審な人（車）はいないか。
- 駐車場では車の陰に人がいないか。
- 落書きや廃棄物の不法投棄はないか。



6 注意事項

危険なことはしないで下さい

- 犯罪者や不審者（車）に遭遇することが予想されます。その場合は、特徴や進行方向などを確認し、警察に通報して下さい。
無理な追跡行為などの危険なことは**絶対に**しないで下さい。

特別な権限を与えられているものではありません

- あくまでも自主的な防犯活動です。空き屋、廃屋であっても所有者があり、無断で立ち入ることは住居侵入などの犯罪行為になります。

プライバシーを守りましょう

- 他人のプライバシーにはみだりに立ち入らないようにしましょう。もしも活動のなかで他人のプライバシーを知った場合は、漏らさないようにしましょう。

事故に注意して下さい

- 交通事故に十分注意して下さい。交通ルールを守ることはもちろん、周囲の状況に十分に注意して実施して下さい。夕暮れ時は、特に歩行者が見えにくい状態になりますので、反射材を活用するなどして受傷事故に注意しましょう。
- 事故発生などの万一のために、ボランティア保険への加入をお勧めします。

7 防犯パトロールの携行品

メモ帳

危険な場所、不審な車のナンバーや特徴などをメモしましょう。

日誌

注意する場所等を引き継げるように、日誌を作りましょう。

反射材、懐中電灯など

夜間パトロールの際は、事故にあわないよう防犯ベストや懐中電灯などを活用しましょう。

タスキや腕章

パトロールしていることがよく分かるように、「パトロール中」などと記載された防犯ベストや腕章などを着用しましょう。



防犯ブザー・ホイッスル

防犯ブザーは、子どものためだけのものではありません。
危険を感じたり、事件を目撃したときなどに、防犯ブザーやホイッスルが効果を発揮します。

8 青色回転灯パトロールについて

街中で青色回転灯を装着したパトロール車をよく見かけませんか？

平成16年12月から、自主防犯パトロールに使用する車両に青色回転灯を装着してパトロールする**青色回転灯パトロール**が始まり、地域の安全に大きな効果を上げています。

青色回転灯パトロールを開始するには、一定の条件を満たす団体であり、かつ、警察署に申請書を提出する等の手続きが必要となります。

青色回転灯パトロール申請の手続き

警察署に相談

地元の警察署の生活安全課に青色回転灯パトロールの申請手続きについて相談しましょう。

青色回転灯パトロール講習を受講

パトロールに従事する人全員が青色回転灯パトロール講習を受講しなければなりません。

講習は警察官が行いますので、担当者と講習の実施日について打ち合わせをしましょう。

申請書類の提出

申請書類を警察署生活安全課に提出して下さい。申請書類の様式は岐阜県警察ホームページ（裏表紙参照）からダウンロードできます。

証明書・標章・パトロール実施者証の交付

警察本部から上記3種類が交付されます。これらは青色回転灯パトロールを実施するのに必要な物ですので**絶対に無くさない**ように管理を徹底して下さい。



陸運局等での手続き

パトロール車両に青色回転灯を装着するには、陸運局等で手続きをしなければなりません。

陸運局等での手続きをしないまま青色回転灯を車に装着すると、**道路運送車両法違反**となります。



青色回転灯パトロール開始！

9 災害に備えた活動

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、壊滅的な被害であったにもかかわらず、被災者自らが立ち上がり、避難所ではそれぞれが食事の準備や掃除をしたり、地域では空き巣、不審火、ガソリンの抜き取り等を防止するためにパトロールをする自警団が結成されるなど、地域の人のために活動する人々の姿が世界中から称賛を受けました。

東海地方においても、東海地震、東南海地震等の大規模災害が「いつ起きてもおかしくない」と言われています。大規模災害が発生した場合、すべてのことが想定通りにいくとは限りませんが、普段のパトロール活動の中で、地域の危険箇所、備蓄倉庫の点検、避難経路の確認など、災害対策を視野に入れた活動に配慮し、有事に備えてください。

＜東日本大震災被災当時の防犯ボランティア活動事例＞

○宮城県仙台市宮城野区岡田・蒲生地区

東日本大震災の津波により壊滅的な被害を受けた蒲生地区および岡田地区では、盗難被害などの治安悪化が懸念されたことから、仙台東地区防犯協会連合会が中心となって「ミヤギノくらし見守り隊」を結成しました。2班体制で毎夜、青色防犯パトロールを実施し、地区内をうろつく不審者に対して積極的に声掛けを行いました。その結果、地域住民からはねぎらいや感謝の言葉をかけられるなど、地域の不安解消に貢献しました。

○福島県南相馬市原町区、鹿島区

警察官や市役所職員が津波や原発対策で多忙を極める中、原町区の有志12人が「今、自分たちができることをして、自分たちの街を守る」と立ち上がり、緊急防犯パトロール隊を結成しました。4班体制で昼夜2回、原町区、鹿島区をパトロールするとともに、市外に避難した市民が置き去りにした車両や空き家の警戒、危険箇所の点検等を行いました。

また、同隊は、南相馬市の災害対策本部等が対応できない状況下でも活動を続け、地域住民の安全確保に貢献しました。



■ 身近な防犯に関する情報・相談

○警察署

警察署	TEL
-----	-----

○交番・駐在所

	TEL
--	-----

お近くの警察署と交番・駐在所の電話番号を記入してください。

■ 自主防犯パトロールの活動事例に関する情報

- ・警察庁自主防犯ボランティア活動支援サイト

アドレス：<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki55/index.html>

■ 青色回転灯パトロール申請関係

- ・岐阜県警察ホームページ

「手続き」から申請用紙をダウンロードできます。

アドレス：<http://www.pref.gifu.lg.jp/police/>

■ 犯罪情報や不審者に関する情報

- ・岐阜県警察ホームページ

「犯罪発生マップ」「防犯情報」にて閲覧できます。

- ・岐阜県警察「安全・安心メール」

<登録方法>

◎ gifupolice@sg-m.jp に空メール送信

◎ 返信の画面案内手順に沿って登録



このQRコードからも登録できます。

■ 地域での防犯活動についての相談

- ・(公財) 岐阜県防犯協会 058-273-0270

又は、各地区防犯協会（各警察署内に事務局があります。）



地域安全シンボルマーク



「子ども110番の家」シンボルマーク